

## 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会設置要領

(趣旨)

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄事案(以下「事案」という。)に対する対応策を青森県及び岩手県(以下「両県」という。)が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報の交換及び対応策の検討等を行うため、「青森・岩手県境不法投棄に係る合同検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 事案に係る調査に関すること。
- (2) 事案に係る対応策に関すること。
- (3) その他両県知事が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、両県知事が委嘱する

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

1 委員長は、委員の互選による。

2 副委員長は、委員長が選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は2年とする。

(委員会)

第6 委員会は、必要に応じて両県知事が召集する。

(部会)

第7 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第8 委員長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、青森県環境生活部環境政策課及び岩手県環境生活部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成14年5月30日から施行する。

附 則

この要領は平成14年 月 日から施行する。

## 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会委員名簿

所 属	氏 名
岩手医科大学医学部講師（衛生学公衆衛生学講座）	板 井 一 好
岩手大学教授（工学部建設環境工学科）	斎 藤 徳 美
岩手大学人文社会学部講師（環境科学講座）	笹 尾 俊 明
（株）三菱総合研究所研究理事	佐々木 俊 介
弁護士	田 村 彰 平
岩手大学教授（工学部建設環境学科地域環境工学講座）	中 澤 廣
岡山大学教授（環境理工学部環境デザイン工学科）	西 垣 誠
東北学院大学教授（工学部環境土木工学科）	長谷川 信 夫
和歌山大学教授（工学部環境システム学科）	平 田 健 正
信州大学教授（工学部社会開発工学科）	藤 縄 克 之
北海道大学教授（大学院工学研究科）	古 市 徹
岩手県立大学教授（総合政策学部総合政策学科）	南 博 方
二戸市長	小 原 豊 明
田子町長	中 村 隆 一
環境省産業廃棄物課 適正処理推進室長	粕 谷 明 博
国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 適正処理技術研究開発室長	川 本 克 也
田子町民代表	中 村 忠 充

## 青森・岩手県境不法投棄事件の概要と対応状況

### 1 事案の概要

**場 所** 岩手県二戸市上斗米地内(16ha)と青森県田子町茂市地内(11ha)にまたがる原野27ha

**原因者** 三栄化学工業(株) (八戸市、産業廃棄物処理業)

縣南衛生(株) (埼玉県、産業廃棄物処理業)

#### 事件の経緯

H 3. 1 中間処理業(堆肥化) (青森県知事許可)

規模未満管理型最終処分場使用開始

〔同社は、現場において関連会社三栄興業(株)に対して中間処分物をたい肥原料として売却し、三栄興業(株)はそれを特殊肥料として販売することを計画した。〕

H 8.11 不法投棄により三栄化学工業(株)に対し事業の全部停止処分(青森県 処分業、収集運搬業30日間・岩手県 収集運搬業20日間)

H8~H9 早朝、夜間監視の実施及び通常監視の強化(青森県)

H 9.12 ばいじん(有害物質を含まないもの)を追加(青森県知事許可)

H10. 三栄興業(株)が、平成10年、岩手県農政部に肥料取締法に基づく特殊肥料製造を届け出た。岩手県農政部は、立入調査で、野積みたい肥による環境汚染が懸念されたことから、岩手県生活環境部に情報提供した。

H11. 1 岩手県二戸保健所が廃棄物処理法に基づき現地調査、報告徴収を行い、以降、継続的に調査、監視をおこなうなかで、不法投棄が疑われた。

H11.11 岩手・青森県警察合同捜査本部は廃棄物処理法違反として強制捜査

H12. 5 原因法人の関係者を逮捕

H12. 6~ 措置命令(青森県・岩手県)

H12. 8 三栄化学工業(株)の業の取消処分(青森県・岩手県)

H12.10 縣南衛生(株)破産決定

H12.12 縣南衛生(株)から業の廃止届

H13. 5 **判 決** 両法人 罰金 2千万円

依田清孝(縣南衛生(株)代表者) 上訴(現在最高裁で係争中)

罰金1千万円・懲役2年6月(執行猶予4年)

源新信重（三栄化学工業（株）代表者）

死亡により免訴

H13. 6 三栄化学工業（株）解散（清算人：同社社長）

## 投棄廃棄物及び量

燃え殻、汚泥、廃油、RDF（廃プラスチック等の可燃性廃棄物を圧縮固形燃料化）等約  
82万m<sup>3</sup>（岩手側約15万m<sup>3</sup>、青森側約67万m<sup>3</sup>）

「岩手県側では有害物質を含む特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物を約2万7千m<sup>3</sup>と推計。」

## 2 これまでの対応

- (1) 原因者に対し、廃棄物処理法に基づき、投棄の状況を調査し原状回復の措置を講じるよう命じ、併せて調査、撤去方法等を指導  
(青森県) H12: 汚染実態調査(県)、RDF様物(約2,600t)撤去、堆肥様物仮置場整備  
H13: 汚染実態追加調査(県)、高密度電気探査、原状回復検討調査(県)、堆肥様物(約30,000m<sup>3</sup>)移し替え、堆肥化施設及び堆肥置場覆土、地下水流向流速調査  
H14: 原状回復検討調査(県)  
(岩手県) H12: 廃油等による現場内汚染状況調査、三栄化学工業㈱の財産仮差押え  
H13: 地下水流向流速調査、不法投棄物全容解明のための筋掘り調査、廃油入りドラム缶(218本)、燃え殻(約1,200t)の撤去・処分を実施
- (2) 周辺の沢等のモニタリング調査を青森県と岩手県が時期を併せて実施  
**現場内の汚染はあるが、現時点で周辺環境への汚染はない。**
- (3) 調査結果や対応状況を各県で地元に対し説明(H14年3月までに各県4回実施)
- (4) 青森県、岩手県両県のこれまでの調査結果、原状回復手法等について、専門家を交えた合同連絡会議を開催(H14年4月25日)し、合同検討委員会設置等を確認
- (5) 合同連絡会議の検討を踏まえ、合同検討委員会で検討する課題を整理するため、合同会議を開催(H14年5月30日)し、本日の会議開催に至る。

# 県境不法投棄事案の原状回復措置検討について

## 1 検討の体系

不法投棄現場は青森・岩手両県にまたがっているものであるが、両県の対策は一体的に行うこととし、技術的側面のみならず社会経済的側面等をも含めた総合的な対策を講ずるため、学識経験者、地元市・町、住民代表、国により構成する「合同検討委員会」を設置し、そこでの検討を踏まえ、行政が政策決定し、国の支援を得ながら早期解決を図る。

検討の全体体系は別図のとおり。

## 2 検討の進め方

不法投棄現場の面積約27ヘクタールの土地には様々な形態で廃棄物が投棄されており、中には周辺への汚染拡散が懸念される有害物質を含む廃棄物（有害廃棄物）も確認されている。

このため、除去に先行して汚染拡散防止策を講ずる必要のある領域もある。

よって、検討にあたっては、次の3段階の区分により検討を進めることとしたい。

### （1）緊急検討課題

周辺への影響がなく有害廃棄物の除去（撤去・浄化）が可能なエリア（即時除去可能エリア）を確定し、除去の方法を検討する。

即時除去が不適当なエリアについては、「遮水壁による囲い込み」等の汚染拡散防止対策を講じる。

### （2）中期的検討課題

汚染拡散防止対策を講じるエリアについて、今後の最終的形態を検討する。

### （3）長期的検討課題

不法投棄現場の環境再生計画を検討する。

## 3 検討課題

### （1）緊急に検討を要する課題

汚染の除去と汚染拡散防止対策（技術面）

ア 即時汚染除去可能エリアの確定と除去方法

- ・必要な調査項目
- ・方法及び費用
- ・現場及び周辺環境モニタリング方法

イ 即時除去不適エリアの汚染拡散防止方法

- ・「囲い込み」の実施について

- ・工法及び費用
- ・必要な調査項目（地形・地質等）
- ・現場及び周辺環境モニタリング方法

社会的課題への対策（社会面）

- ア 事業実施主体について
- イ 排出事業者責任の追及について
- ウ 費用の財源補填方法について
- エ 住民合意形成について

#### （２）中期的検討課題

汚染拡散防止対策実施後の汚染除去方法（技術面）

- ア 必要な調査項目
- イ 方法及び費用
- ウ 費用対効果検討

社会的課題への対策（社会面）

- ア 住民合意形成について
- ウ 不法投棄防止施策について

#### （３）長期的検討課題

環境再生に向けた技術的検討

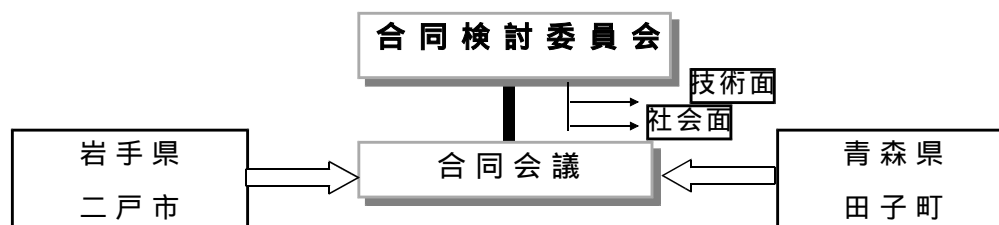
環境再生に向けた社会的検討

- ア 環境再生施策の検討
- イ 環境産業振興施策との融合（エコタウン事業、リサイクルビジネスの活用）
- ウ 地域振興方策の検討

## 4 合同検討委員会及び合同会議の役割

コンセプト：環境再生に向けた総合政策検討

メンバー：地元市町、住民、環境省、国立環境研究所、学識経験者



#### （１）合同会議

緊急度に応じて、個々の課題を順次検討のうえ、「合同検討委員会」の提言を踏まえて、「県境不法投棄現場の環境再生計画」の策定を最終目標とする。

## ( 2 ) 合同検討委員会

合同会議が検討する課題に関する調査・検討・評価を行い、提言する。

## ( 3 ) 検討内容

### 技術面テーマ

環境再生に向けた技術的検討課題について

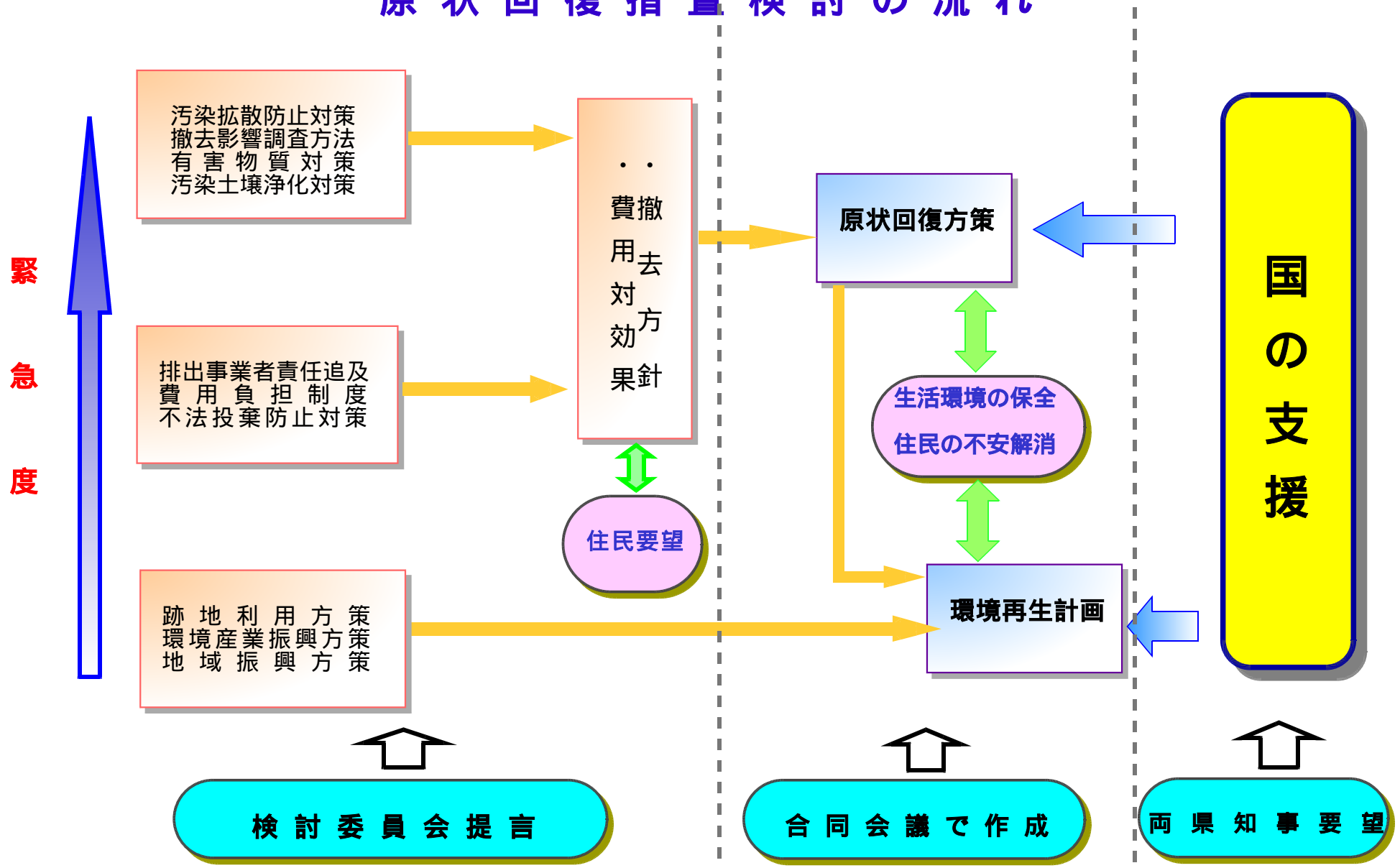
- ア 技術的手法について
- イ 調査について
- ウ 環境再生スケジュールについて

### 社会面テーマ

環境再生に向けた社会的課題について

- ア 事業実施主体について
- イ 原因究明と責任の関係について
- ウ 費用の財源補填方法について
- エ 住民参画について
- オ 環境再生施策について

# 原状回復措置検討の流れ





## 汚染の除去と汚染拡散防止対策について（技術面）

汚染の除去のためには、有害廃棄物を除去（撤去、浄化）することが必要であるが、廃棄物の性状によっては、除去により汚染拡散を引き起こす恐れがあることから、その性状に応じた対策が必要である。

### 1 現場西側の対策

有害廃棄物が広範囲かつ多量に投棄されているエリアであることから、即時撤去可能なエリアを特定することは困難である。

平成12年度、13年度の調査結果から、汚染拡散防止対策として、表流水及び浸出水の移動に伴う汚染拡散を最小限に止めるため、遮水壁を敷設し、現場の汚染水を可能な限り人為的にコントロールする（水処理施設で浄化：別図参照）こととしている。

その上で、有害廃棄物の除去方策を検討する。

汚染実態詳細調査（終了）

原状回復対策調査（実施中）

- ・ 現場地形測量（1/500平板測量） 測量終了
- ・ ダイオキシン類高濃度汚染範囲特定調査（4本ボーリング調査） 結果解析中
- ・ 地盤透水性調査（鉛直及び斜めボーリング調査及びルジオン試験） 調査中
- 「囲い込み」及び「水処理施設」の工法・費用の検討（基本設計）

### 2 現場東側の対策

有害廃棄物がスポット的に投棄されているエリアであることから、有害廃棄物の即時除去可能エリアを特定した上で除去する。

即時除去可能エリアの特定

- ・ 汚染状況の詳細把握
- ・ 有害廃棄物の投棄状況の把握（性状・分布・量）
- ・ 即時除去の適・不適の判断に必要な調査
- ・ 即時除去の方法の選定に必要な調査
- ・ 除去による周辺への影響調査

除去方法について

- ・ 周辺への影響を考慮した除去方法の検討
- ・ 撤去と土壌浄化の組み合わせによる処分方法の検討
- ・ 実施時期の検討
- ・ 費用の積算

次に、即時除去が不適とされたエリアについては、汚染拡散防止のための対策を講じ、その後、除去に向けた検討をする。

即時除去不適エリアの汚染拡散防止対策について

- ・ 西側部分で実施予定の汚染拡散防止策「囲い込み」との連携の検討
- ・ 費用と維持管理経費の積算
- ・ 「除去」の実施時期・方法の検討

## 汚染の除去と汚染拡散防止対策に係る社会的課題への対策について（社会面）

### 1 事業実施主体について

原因者が実施不能の場合、両県による代執行が考えられるが、その効率的な実施の方法を模索する。

### 2 排出事業者等の責任追及について

3の費用の補填方法ともリンクするが、排出事業者を解明し、その責任追及方法を検討する。

### 3 費用の財源補填方法について

技術検討により算出された必要経費について、原因者、排出事業者等からの全額補填が困難な場合において、現行の国等の補助制度を含め、費用の財源補填方法について検討する。

### 4 住民参画について

緊急課題の検討にあたって、住民の理解と検討過程への参加について検討する。

## 2 排出事業者等の責任追及について

### 1 不法投棄排出事業者調査状況

#### (1) 青森県

##### 経過

三栄化学工業(株)から提出されている報告書に基づき、排出事業者リスト作成及び排出された廃棄物の種類・数量等調査は実施済みである。

##### 現在の状況

徴収した帳簿類、取引事業者台帳、マニフェスト等から、報告書以外の三栄化学工業(株)で処分された廃棄物に係る排出事業者リストを作成し、排出された廃棄物の種類、数量を分析中である。

#### (2) 岩手県

##### 経過

トレンチ掘削調査の結果、廃棄物から排出事業者が判明したものについては、岩手県二戸保健所が排出事業者に対して、廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行っている。その結果、そのほとんどが埼玉県の縣南衛生(株)が焼却処分のため受入れた廃棄物であったことが判明した。

縣南衛生(株)は、排出事業者から相応の処分費用を徴収し、マニフェストや受入伝票に処理済印を押しながら、実際は焼却せずに収集運搬会社(東奥環境(株):青森県八戸市)を通じ三栄化学工業(株)に運び不法投棄していた事実が判明している。

##### 現在の状況

縣南衛生(株)から提出されたマニフェスト等について、廃棄物の種類、数量、排出事業者等一般的に分析作業中であり、排出事業者が不法投棄されることを知りつつ縣南衛生(株)に廃棄物の処理を委託するなど、不適正処理事例が判明すれば、二戸保健所がその排出事業者に措置命令を講じ、原状回復を求めるなど厳正な対応を行う。

### 2 検討課題

三栄化学工業及び縣南衛生はそれぞれ解散手続中、破産手続中であるが、資力が不十分であることから、県による代執行を行った場合、その費用の回収は期待できない。そこで、排出事業者に対する措置命令、費用請求を検討しなければならないが、次の事項が課題となる。

- (1) 措置命令の対象とする根拠をどのようにして把握すればよいのか。
- (2) 措置命令の対象とする範囲はどこまでとするのか。
- (3) 代執行費用を求める場合、その額はどのように算定するのか。

排出事業者が不法投棄に関わった度合いは、それぞれ異なるが、その度合いをどのようにして確定するのか。

## 参 考

### 1 廃棄物処理法による措置命令等

#### (1) 措置命令(19条の5、19条の6)

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合で、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる時は、当該不適正な処分を行った者及び処分を委託した者等で次に該当するもの(以下「不適正処分者等」)に対して、知事はその支障の除去等を命ずることができる。

(ア) 処分を委託する場合は適正に処理できる能力を有する者に委託すること等を定めた委託基準に違反した者

(イ) 産業廃棄物管理票について、交付義務、虚偽の管理票交付禁止等に違反した者

(ウ) 処分を行った者又は(ア)、(イ)に掲げる者に対して当該処分又は違反を要求、依頼、唆し、助けた者(ブローカー、事情を知って土地を提供した者等)

また、知事は、廃棄物の処分を委託した者に上記(ア)、(イ)の違反がない場合においても、

(ア) 不適正処分者等に資力がないなど、不適正処分者等だけでは措置が困難又は不十分なときであって、

(イ) 適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたときなど注意義務に照らして支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認められるとき、

は措置命令の対象とすることができる。

#### (2) 代執行及び費用の求償(19条の8)

知事は、措置命令を受けた者が、措置を講じないとき、措置が不十分なとき、又は講ずる見込みがないとき、措置を命ずべき者が不明なとき、緊急に措置を構ずる必要があり措置命令を行ういとまがないときは、自ら措置の全部又は一部を講ずることができる。

この場合において、知事は、措置に要した費用を当該不適正処分者等、排出事業者等に求償することができる。

### 2 本事業における措置命令

県境不法投棄事件については、青森県、岩手県とも不法投棄実行者である三栄化学工業及び収集運搬業・中間処分業者である縣南衛生に対して原状回復等の措置命令を行っている。さらに、岩手県においては、運搬を行った東奥環境に対して措置命令を行い、又、すべての法人について、関係役員個人に対しても措置命令を行っている。

(土地提供者)

(他の中間処理業者)

東奥環境(運搬)

排出事業者

三栄化学工業

縣南衛生

排出事業者

排出事業者

排出事業者

### 3 費用財源補填方法について

#### 1 原因者に対する求償

原状回復に要する費用を、法に基づき求償する。

#### 2 排出事業者に対する求償の検討

排出事業者の解明とその責任追及に係る検討を踏まえ、必要に応じて措置命令を発したうえで、排出事業者に対する求償方法について検討する。

#### 3 新たな支援制度の検討

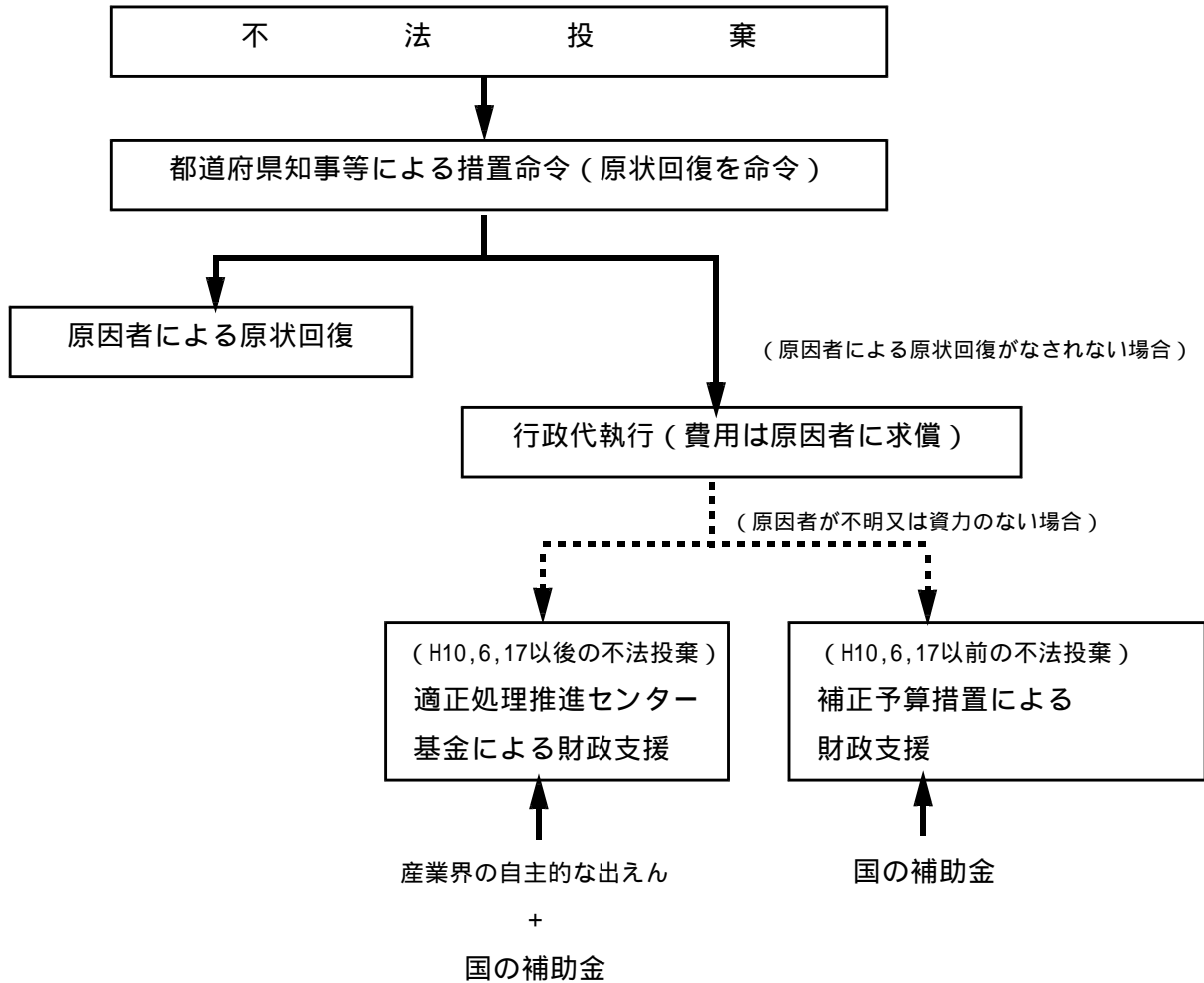
本事案は、複数県にまたがり、極めて大規模な事案であり、かつ、首都圏の廃棄物が不法投棄されているという特異なケースである。

原状回復に要する費用に対する支援は、従前の枠組みによる制度も踏まえ、本件の特異性を考慮した新たな制度について検討する。

# 参 考

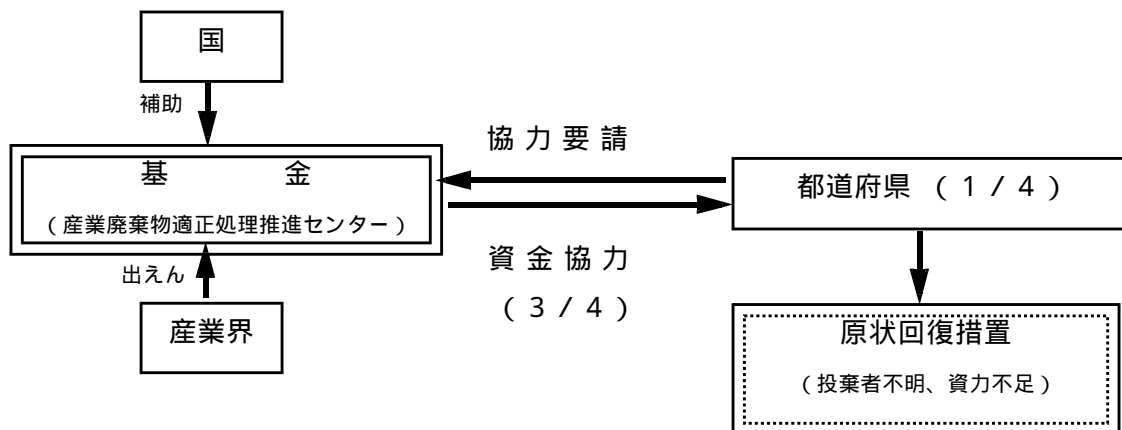
## 産業廃棄物の不法投棄の原状回復に係る制度

### 1 原状回復のフロー



## 2 代執行による原状回復の支措措置

産業廃棄物適正処理推進センター制度（H10,6以降の不法投棄に適用）



### 造成額

	国庫補助額	産業界出えん額	合計
H10	1億円	2億円	3億円
H11	2億円	3.2億円	5.2億円
H12	2億円	1.3億円	3.3億円
H13	1.6億円		

### 資金協力額

	件数	資金協力額	総事業費
H10	-	-	-
H11	3件	9.9百万円	13.2百万円
H12	4件	487百万円	649百万円
H13	4件	427百万円	567百万円

(H14.1現在予定額)

補正予算による対応（H10,6以前の不法投棄に対する措置）

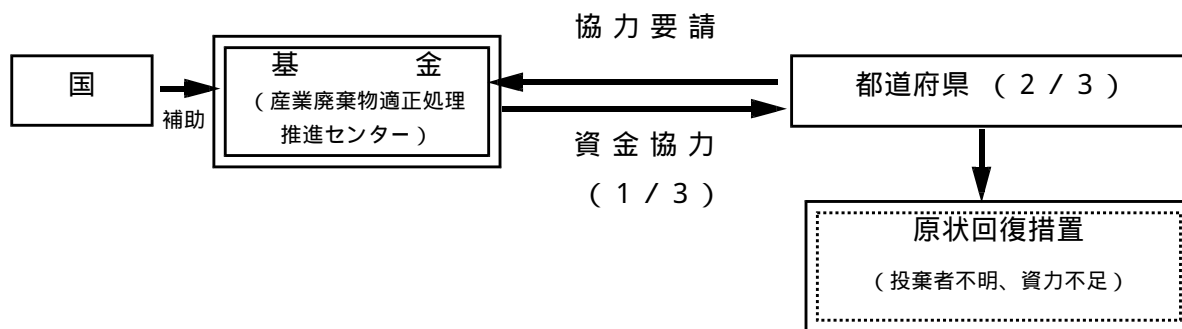
平成10、11年度

国補助金の執行を（財）産業廃棄物処理事業振興財団へ委託

平成12、13年度

国補助金を適正処理推進センターの基金に繰り入れ、同センターが都道府県等の事業経費を支援。





補正予算額等

	補正補助額	基金繰入額
H10	20億円	-
H11	1.2億円	-
H12	24億円	24億円
H13	34億円	34億円

資金協力額

	件数	資金協力額	総事業費
H10	6件	12.3億円	36.9億円
H11	4件	1.2億円	3.5億円
H12	9件	3.8億円	11.4億円
H13	3件	2.6億円	7.7億円

(H14.1現在予定額)